

(川崎市説明資料)

インターネット上のヘイトスピーチに対する取組と課題について

令和 7 年 1 1 月 1 9 日
川崎市市民文化局
人権・男女共同参画室

1 取組と現状

川崎市では、令和元年に制定した川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づき、市民からの申出や職権調査（インターネットリサーチ）により把握した差別的投稿のうち、特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者。一人だけでなく複数人の場合も含む。）を対象にしたものであると明らかに認められ、その内容が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものについて、川崎市差別防止対策等審査会に諮問し、答申を得た上で、プロバイダ等の事業者への削除要請を行っている。現在、諮問件数、削除要請件数とも増加傾向にある。

○ 審査会への諮問件数及び事業者への削除要請件数（令和 7 年 9 月末現在）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	計
諮問	56 件	7 件	28 件	200 件	250 件	48 件	589 件
削除要請	49 件	7 件	28 件	198 件	249 件	48 件	579 件

削除要請を行った投稿のうち、事業者による削除に至った件数は、合計で 493 件（約 85%）である。国内の事業者については概ね速やかな対応がなされるが、外国資本の事業者については対応が遅い、あるいは対応がなされない場合も多い。

2 課題と対応

(1) 既になされたヘイトスピーチへの対応（事後の対応）

条例に基づく削除要請は、強制力はなく、事業者の協力に依拠するものであるため、事業者が対応しない場合は放置され、拡散され続ける。

→現行の削除要請の取組の継続と改善（削除要請期間の短縮と再要請など）

→より効果的な拡散防止措置の検討

(2) ヘイトスピーチを行わせない仕組み作り（事前の対応）

条例は投稿 자체を禁止するものではないため、投稿者に対する制裁措置はない。

→解消に向けた啓発の強化。なお、昨年 11 月、本市独自の啓発動画を新たに作成し、インターネット等で発信をするなどの啓発に取り組んでいる。

(3) 条例の限界（地域的効力）に関連する課題

インターネット上のヘイトスピーチは、地域と関係なく行われるため、一自治体の対応には限界がある。

→国や他の自治体、事業者等と情報共有や連携をしながら進めていくことはもとより、国による全国的な規模での施策が不可欠である。



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

STOP! 不当な差別

川崎市 差別のない 人権尊重のまちづくり条例

人権を尊重し、

共に生きる社会を目指して



「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定経緯

川崎市は、日本各地や海外から来た人たちを含め、いろいろな人たちが集まり、地域に根付いて、多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展し、市制施行時、人口約5万人であったまちは、その30倍以上の人口を抱える大都市に成長を遂げています。

これまで、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指して、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動をはじめ、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じています。

このような状況を踏まえ、川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」を令和元年12月16日に制定し、令和2年7月1日に全面施行しました。



条例はどのような構成になっていますか？

この条例は、人権全般を見据えた幅広い条例として、前文、本則5章建て 24 篇条及び附則で構成され、「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の2つの柱があります。

不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

人権全般を対象とし、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進するための人権に関する施策の内容等について定めています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

国の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号。以下「差別的言動解消法」という。）」の規定に基づき、本市の実情に応じた施策の内容等について定めています。



「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」には、どのようなことが書いてありますか？

ポイント！

「不当な差別的取扱いの禁止」は、「日本国憲法」の保障する「法の下の平等」の原則に則っています。この原則に反するか反しないかの基準とされている「合理的な取扱い上の違い」に当たるか否かを判定するに当たっては、「形式的平等」ではなく、「実質的平等」の主旨が最大限考慮されなければならないとされています。

不当な差別的取扱いの禁止

何人も*、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。なお、罰則規定はありません。

*「何人も」とは、誰でもという意味で、日本人だけでなく外国人も、また、法人も含みます。

人権教育及び人権啓発

不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を行います。

人権侵害による被害に係る支援

人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行います。

情報の収集及び調査研究

不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

このほか、市の責務、市民及び事業者の責務、人権施策推進基本計画、人権尊重のまちづくり推進協議会について定めています。



「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」には、どのようなことが書いてありますか？

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。平成28年6月に施行された国の「差別的言動解消法」では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が許されないものであることを宣言するとともに、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることを地方公共団体の責務としました。

川崎市では、市内で本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが繰り返されたことを踏まえ、令和元年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づいて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組を推進しています。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、道路や公園などの公共の場所で拡声機等を使用して行われるもの（街頭演説、デモなど）と、インターネット上で行われるもの（SNSの投稿、掲示板の書き込みなど）を区分して、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組の推進について定めています。

なお、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義は、国の「差別的言動解消法」に定められており、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（＝本邦外出身者）」を対象として、「本邦の域外にある国又は地域の出身であること」を理由として地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいうとされています。

1 道路や公園などの公共の場所で拡声機等を使用して行われるもの

ポイント！

この条例で禁止され、違反を繰り返すと罰則の対象となる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、①、②、③の全てを満たすものとなります。



より詳しく説明すると…

本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由とした、次のいずれかに該当する言動

- 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

ポイント！

要件のどれかが1つでも欠ければ該当しないので、極めて厳格な仕組みとなっています。

例えば、「宴席での会話や議論」、「肉声でなされた差別的発言」、「外国政府の批判」や「外国人の政治的態度を理由として批判する表現」などは、該当しないことになります。

「外国政府や外国人に対する批判や悪口を言えば全て該当する」ということではありません。

該当しない事例



ポイント!

違反する行為が1回あっても、すぐに刑事罰の対象になるわけではありません。

条例による禁止規定に違反する行為（1回目）

勧告

違反する行為（2回目）

命令

違反する行為（3回目）

*起訴を経て、裁判で有罪判決が出た場合

罰則*

違反者の公表

川崎市長が「勧告」や「命令」、「公表」を行う場合には、恣意的な判断とならないよう、学識経験者で構成される「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴きます（緊急の場合で意見を聽けないときは除く。）。

ポイント!

対象が「本邦外出身者」に限定されているのは、国の「差別的言動解消法」に基づく取組であるためです。

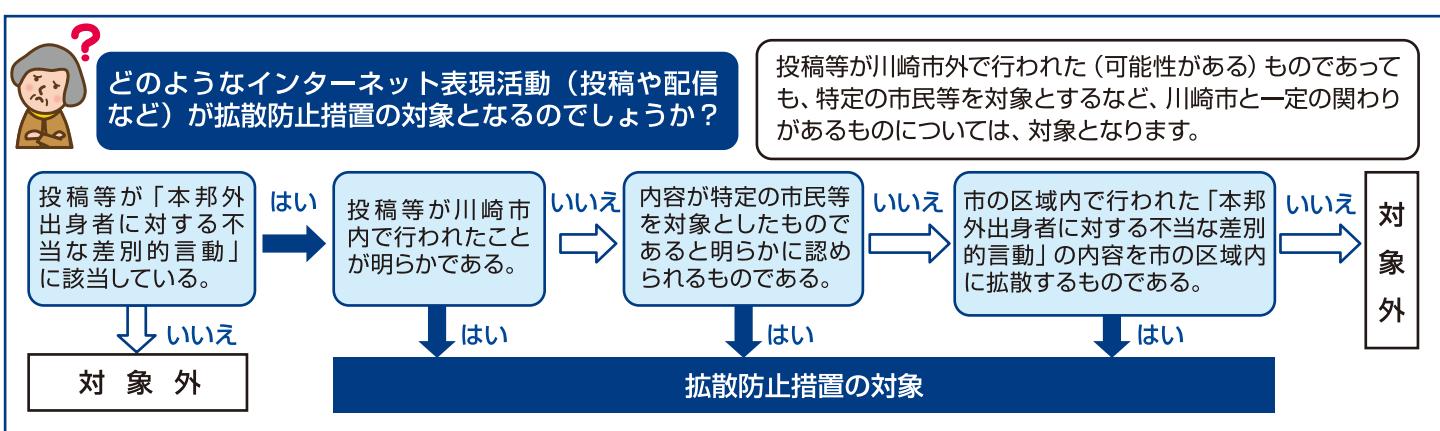
ポイント!

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の禁止は、日本人に限らず、誰でも対象となります（本邦外出身者が、本邦外出身者に対して行うことも許されません。）。

2 インターネット上で行われるもの

ポイント!

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義に該当する投稿等のうち、川崎市と一定の関わりがあるものについて、拡散防止措置（プロバイダ等への削除要請等）を講じます。



ポイント!

特定のインターネット投稿を「禁止」するものではないため、投稿者等に対する罰則はありません。

ポイント!

単なる悪口や、誹謗・中傷では該当しない場合があります。



ポイント!

拡散防止措置を行うかどうかは、市長が審査会の意見を聞いて判断します。



ポイント!

拡散防止措置を行ったときは、対象となった表現内容の概要等を公表します。公表は啓発が目的であり、懲罰的なものではありません。



ポイント!

削除要請は、事業者（プロバイダ等）の協力に依拠します。



削除しなさい。



削除を御検討ください。

公権力による命令や指示ではなく、強制力を持たない要請であり、事業者が削除に応じない場合があります。

よくある質問にお答えします

刑事罰を設けた理由など、これ以外の質問にも、市のホームページでお答えしています。



Q1 川崎市内では、外国や外国人に関する批判は、全て禁止されるのですか？

A1 禁止の対象は厳格に絞りこまれており、外国や外国人に対する批判が全て禁止されているわけではありません。

Q2 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対する罰則付きの規制は、「表現の自由」に抵触しないのですか？

A2 「表現の自由」も無制限ではなく、公共の福祉との関係で制約が認められる場合があります。ただし、「表現の自由」は民主主義の根幹に関わる重要な権利であることから、条例では、「表現の自由」を不当に侵害することのない仕組みを設けており(4ページ参照)、慎重な運用に努めています。

Q3 日本人に対する差別的言動も同じように規制すべきではないですか？

A3 川崎市では、過去に市内で本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが繰り返し行われ、地域に居住する市民の平穏な生活が脅かされたことから、条例による規制が必要であると判断しました。

一方、本邦外出身者に該当しない日本人に対する差別的言動については、現時点では、地域に居住する市民の平穏な生活が脅かされる程の立法事実(ある法律や条例が存在する合理性の根拠となる社会的事実)がないため、条例による規制は必要ないと判断しています。

Q4 日本人に対する差別的言動を規制しないのは、「法の下の平等」に反するのではないですか？

A4 日本国憲法第14条(法の下の平等)は、合理的理由に基づいて異なる取扱いをすることを禁止するものではありません。

本邦外出身者とそれ以外の者とでは、地域社会からの排除という側面で、置かれている状況が異なるため(Q3参照)、両者に異なる取扱いをすることには、合理的理由があり、「法の下の平等」には反しないと考えています。

Q5 「ヘイトスピーチ」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、同じ意味ですか？

A5 「ヘイトスピーチ」という用語は、法律上の定義がなく、その範囲は明確ではありません。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と同じ意味で用いられる場合もありますが、より広く、「憎悪をむき出しにした発言」という意味で用いられる場合もあり、その場合は同じ意味ではありません。

Q6 条例の施行後も、いわゆる「ヘイト街宣」が行われていますが、市は止めに入らないのですか？

A6 街宣活動が行われた場合、川崎市では、条例上の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」への該当性を判断していますが、該当の有無に関わらず、演説を途中で止められる仕組みにはなっていません。

先入観にとらわれずに、街宣活動における言動の具体的な内容を確認することが重要であると考えています。

なお、条例の附帯決議にあるとおり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるというわけではありません。

Q7 地方自治体である川崎市が、インターネット上の投稿などを規制するのは越権行為となるのではないですか？

A7 この条例のインターネット上の対策は、法的拘束力のある規制ではなく、川崎市域・市民に関係するなど厳格な要件を満たした投稿等に限り、拡散防止措置として、プロバイダ等への削除要請を行うものです。

なお、このようなプロバイダ等への削除要請は、この条例の制定前から、同和問題等において、複数の行政機関が行っています。



川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月16日
川崎市条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第11条～第20条）

第4章 雜則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標

(2) 人権に関する基本的施策

(3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人

権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るために、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（人権尊重のまちづくり推進協議会）

第10条 第6条第3項に定めるものほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるものほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（この章の趣旨）

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

（勧告）

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に

掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動(以下「同一理由差別的言動」という。)を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならぬ。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設(市が設置するものに限る。以下同じ。)において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動(他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。)のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。)を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するため講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならぬ。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないように十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

(審査会の調査審議手続)

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求める事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雜則

(報告及び質問)

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 帽則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

STOP! 不当な差別

思いやりの輪を
社会に広げていきましょう

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」をより詳しく知っていただくとともに、この条例で取り組む内容を御理解いただき、「不当な差別のない人権尊重のまちづくり」の推進に活用していただけます。また、「『川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例』解釈指針」を作成し、川崎市のホームページで公開しています。

詳しくは川崎市のホームページへ

川崎市 人権条例

検索

[https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-1-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-1-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html)



より詳しいQ & Aを読みたい方はこちら

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/faq/category/401500.html>



インターネット上で誹謗中傷やプライバシー侵害を受けたときはこちら

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000124259.html>



対人関係、権利関係、インターネット上の誹謗・中傷、不当な差別、いじめ、嫌がらせなどの人権侵害でお悩みの方は、

電話相談

かわさき人権相談 ☎ 044-200-2359

月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く。) 受付時間 8:30~12:00 / 13:00~17:15

メール相談



シャットアウト！ ネットヘイト



ネットヘイトは言葉の暴力。
言わない、書かない、拡散しない。
ネットヘイトを閉め出そう！



Colors, Future!
いろいろて、未来。

川崎市

シャットアウト！ネットヘイト

ネットヘイトは言葉の暴力。言わない、書かない、拡散しない。ネットヘイトを閉め出そう！

ヘイトスピーチ

特定の国や地域の出身であること、また、その子孫であることを理由に、地域社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの差別的言動が、一般にヘイトスピーチと呼ばれています。

ヘイトスピーチは、その言葉が向けられた方に恐怖や絶望感を抱かせ、人としての尊厳やその心を深く傷つけます。また、それを見聞きした人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせ、地域社会の分断を招くことにもなりかねません。

平成28(2016)年に制定されたヘイトスピーチ解消法では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないと宣言されています。

ヘイトスピーチの例

○地域社会からの排除を扇動、
告知するようなもの

「〇〇人を叩き出せ」
「国へ帰れ」など

○生命、身体、財産などに
危害を加えることを
扇動、告知するようなもの

「〇〇人を始末しろ」
「海に投げ込め」
「燃やせ」など

○著しく侮辱するようなもの

「〇〇人はゴキブリ」
「ゴミクズ〇〇人」など

自分がヘイトスピーチを行わないことはもちろん、
インターネットでヘイトスピーチを見かけでも、
いいねをしたり、再投稿することは、絶対にやめましょう。



ネット動画で
ヘイトスピーチを行うことは
やめましょう



ヘイトスピーチに
いいねをしたり、
再投稿することはやめましょう

SNSや掲示板に
ヘイトスピーチを
書き込むことはやめましょう



川崎市ではこのような取組を行っています

インターネット上のヘイトスピーチの解消を目指して、令和元(2019)年に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」にもとづき、プロバイダ等の事業者に差別的投稿の削除要請を行っています。



「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」についての詳しい情報は、
ホームページをご覧ください。
[https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-1-10-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-1-10-0-0-0-0-0-0.html)



(東京都説明資料)

人権に関する都民の意識調査

令和6年12月

調査概要

＜調査目的＞

人権に関する都民の意識等を調査し、今後の人権施策を進めていくための基礎資料として活用していくことを目的とする。

＜調査項目＞

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 日本の社会における人権の尊重 | 6. 同和問題に関して |
| 2. 人権に対する意識・関心 | 7. 犯罪被害者やその家族の人権 |
| 3. 条例の認知度について | 8. インターネットによる人権侵害 |
| 4. 性的マイノリティの人権について | 9. 啓発事業について |
| 5. ヘイトスピーチについて | 10. 人権尊重社会の実現について |

＜調査設計＞

- (1) 調査方法：インターネットモニターを対象としたWebアンケート調査
- (2) 調査対象：都内に在住する満18歳以上の男女5,000人
18歳・19歳は合計180人程度とし、20代から70歳以上の年齢層及び男女比は概ね均等に配分している。
- (3) 調査実施期間：令和6年7月24日（水）～8月7日（水）

5. ヘイトスピーチについて

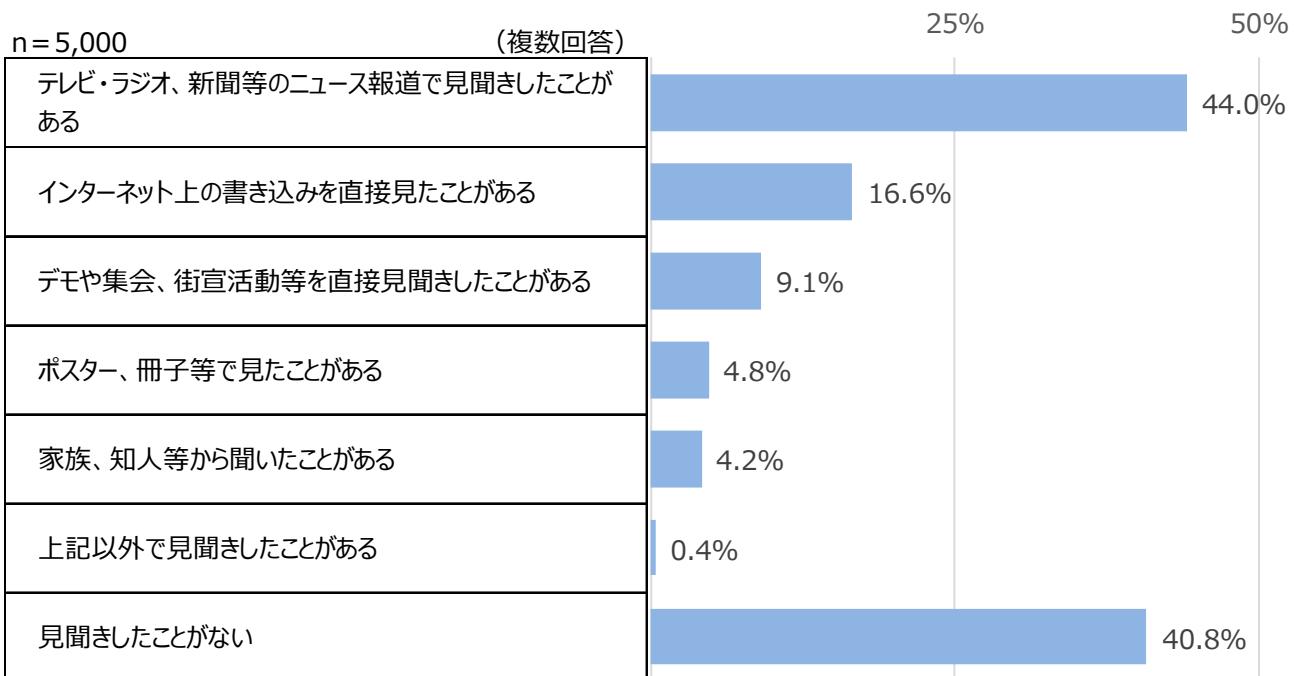
問9 あなたは、ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を見聞きしたことがありますか。この中からあてはまるものをすべてお選びください。

(報告書 P25～P28)

「テレビ・ラジオ、新聞等のニュース報道で見聞きしたことがある」44.0%がトップ。

「インターネット上の書き込みを直接見たことがある」16.6%と続く。

「見聞きしたことがない」は40.8%。



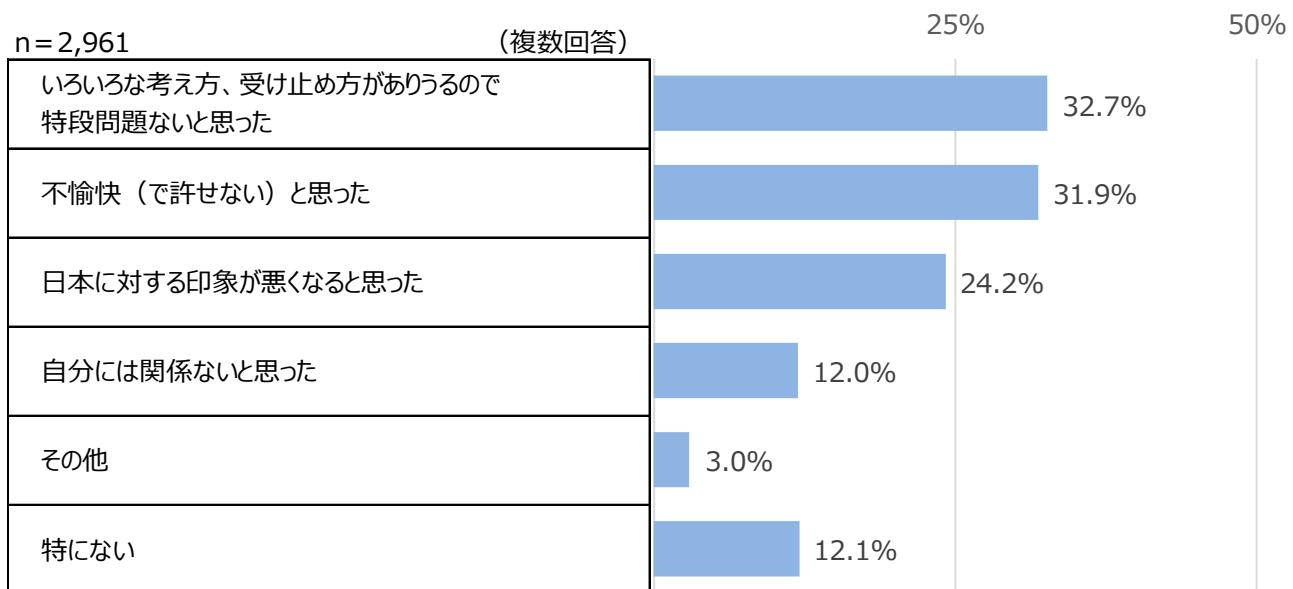
参考：ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般的に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

問10 そのようなデモ等を見聞きしてどのように思いましたか。この中からあてはまるものをすべてお選びください。

※問9で「見聞きしたことがない」以外のいずれかを回答した人のみ
(報告書P29~P31)

「いろいろな考え方、受け止め方がありうるので特段問題ないと思った」32.7%がトップ。
「不愉快（で許せない）と思った」31.9%、
「日本に対する印象が悪くなると思った」24.2%と続く。



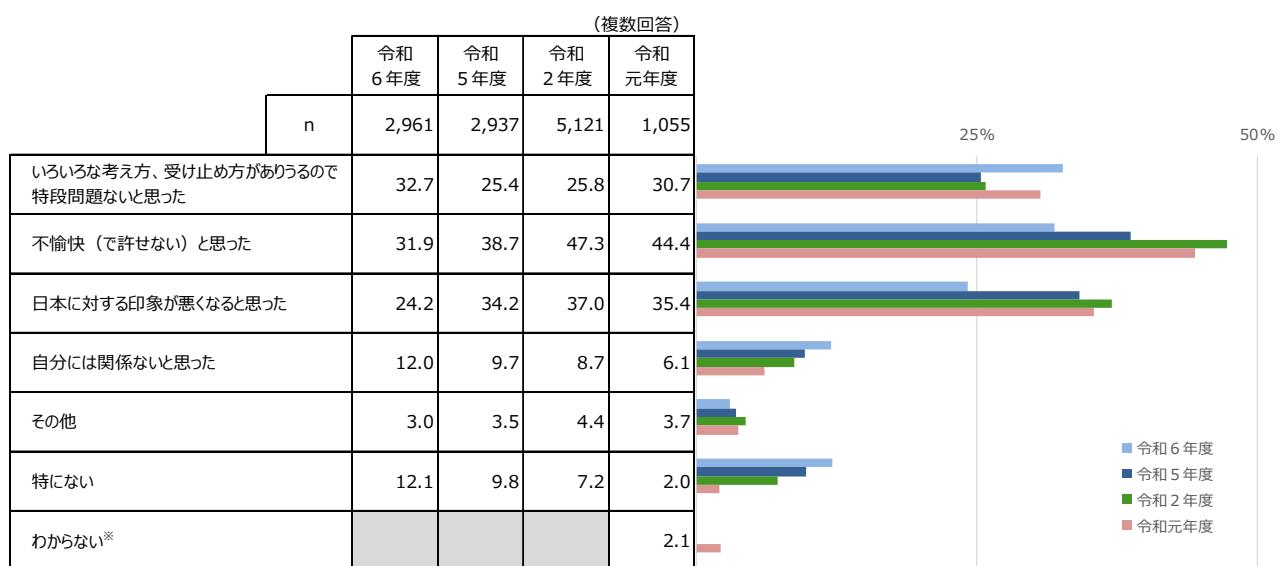
問 10 そのようなデモ等を見聞きしてどのように思いましたか。この中からあてはまるものをすべてお選びください。

※問9で「見聞きしたことがない」以外のいずれかを選択した人のみ

【問10 経年比較（参考）】

ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を見聞きした感想について、「いろいろな考え方、受け止め方がありうるので特段問題ないと思った」は、令和6年度では32.7%と、令和5年度の25.4%より7.3ポイント増加し、過去調査に比べ最も高い結果であった。一方で、「不愉快（で許せない）と思った」「日本に対する印象が悪くなると思った」は、令和2年度以降減少している。

図表：ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を見聞きした感想：経年比較（参考）



※ 令和2年度以降は「わからない」の選択肢なし。

令和 7 年 11 月 19 日
人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会
ヘイトスピーチ対策専門部会

沖縄県差別のない社会づくりに関する
アンケート調査結果について（沖縄県
説明資料）

沖縄県こども未来部
女性力・ダイバーシティ推進課

I. 調査概要

1 調査目的

本事業は、県内における不当な差別の実態や県民の意識などについて、調査分析を行い、沖縄県差別のない社会づくり条例見直し検討のための基礎データを得るとともに、本県の実情を踏まえた効果的な施策の検討に資することを目的とする。

2 調査設計

母集団	県内に居住する 18 歳以上の男女（外国人含む）
標本数	3,000s
抽出方法	層化二段無作為抽出法
調査方法	郵送調査（郵送発送、回答は郵送または WEB にて回収）
調査期間	令和 6 (2024) 年 10 月 8 日～11 月 24 日
有効回収数（率）	1,724s (57.5%)
調査受託機関	株式会社サーベイリサーチセンター

【調査の対象】

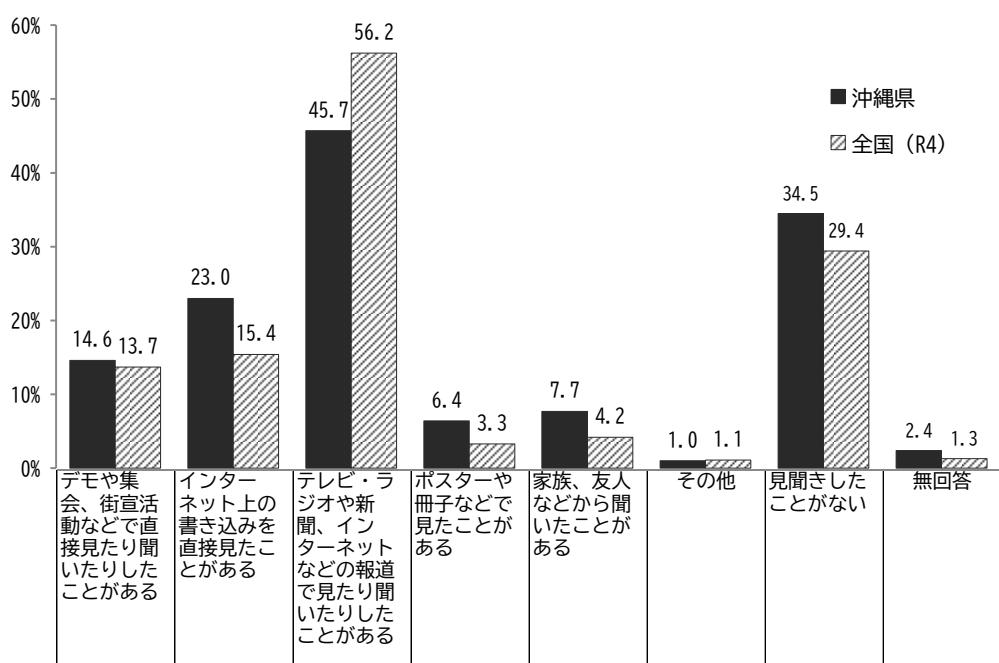
地域	自治体	地域	自治体	地域	自治体
北部	名護市	中部	宜野湾市	南部	那覇市
	国頭村		浦添市		糸満市
	大宜味村		沖縄市		豊見城市
	東村		うるま市		南城市
	今帰仁村		読谷村		与那原町
	本部町		嘉手納町		南風原町
	恩納村		北谷町		八重瀬町
	宜野座村		北中城村		渡嘉敷村
	金武町		中城村		座間味村
	伊平屋村		西原町		粟国村
	伊是名村				渡名喜村
	伊江村				南大東村
八重山	石垣市	宮古	宮古島市		北大東村
	竹富町		多良間村		久米島町
	与那国町				

(注1) 沖縄県の市町村を北部、中部、南部、宮古、八重山の 5 地域に分類し、原則、地域別に 3,000 標本を人口規模に応じて比例配分した。この場合、地域間の標本数の差が大きくなり、地域別の精度も異なってくるため、人口の少ない宮古地域、八重山地域については、他の地域に比べ、2 倍の標本数を割り当てるウェイト付きサンプリングのうえ、集計を行った。

7 ハイツスピーチに関する人権問題について

Q12 特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が、一般的に「ハイツスピーチ」といわれています。あなたはこのハイツスピーチについて、見聞きしたことはありますか。
(○はいくつでも)

- ハイツスピーチの見聞きの有無について、「テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある」が 45.7%で最も多く、次いで「見聞きしたことがない」が 34.5%、「インターネット上の書き込みを直接見たことがある」が 23.0%となっている。
- 全国調査と比較すると、「インターネット上の書き込みを直接見たことがある」が 7.6 ポイント高く、「テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある」が 10.5 ポイント低くなっている。



«傾向と分析»

- 出身地別にみると「テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある」が沖縄県内 47.5%、沖縄県外 48.5%、日本国外 29.2%、「見聞きしたことがない」が沖縄県内 33.8%、沖縄県外 35.8%、日本国外 37.5%、「インターネット上の書き込みを直接見たことがある」が沖縄県内 22.6%、沖縄県外 24.2%、日本国外 30.1%となっている。
- 本問では、「デモや集会、街宣活動などで直接見たり聞いたりしたことがある」、「インターネット上の書き込みを直接見たことがある」及び無回答において、男性の方が高い。
- なお、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 68 号)の前文には、「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。」とあり、「適法に居住する」という文言が記載されているが、「沖縄県差別のない社会づくり条例」ではそのような文言の記載はない。

II. 調査結果

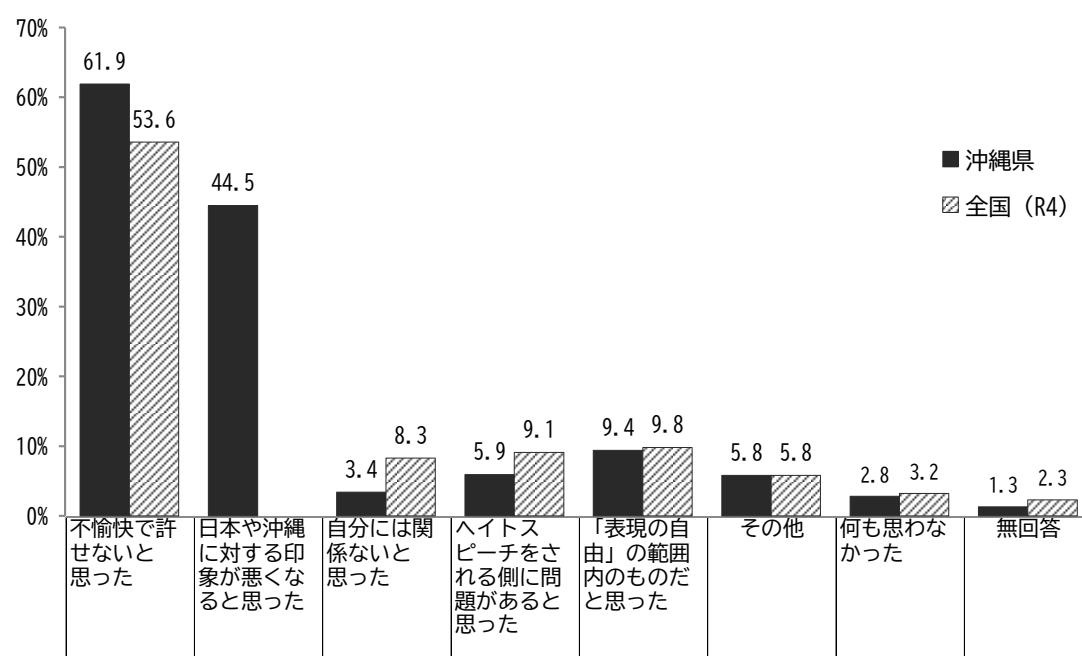
		デモや集会、街宣活動などで直接見たり聞いたりしたことがある	インターネット上の書き込みを直接見たことがある	テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある	ポスターや冊子などで見たことがある	家族、友人などから聞いたことがある	その他	見聞きしたことがない	無回答
沖縄県		14.6	23.0	45.7	6.4	7.7	1.0	34.5	2.4
全国 (R4)		13.7	15.4	56.2	3.3	4.2	1.1	29.4	1.3
性別	男性	17.6	24.7	42.1	5.9	7.0	0.7	34.0	3.0
	女性	12.4	21.6	48.5	6.7	8.2	1.3	34.7	1.9
年代	10代	3.2	25.3	29.5	2.1	6.3	1.6	47.9	1.1
	20代	13.2	24.7	28.4	7.1	5.5	1.1	45.8	1.1
	30代	13.2	29.5	43.7	6.0	8.8	0.8	35.1	2.0
	40代	18.3	28.7	46.3	7.2	8.5	0.5	34.4	0.8
	50代	16.8	23.3	48.9	5.9	8.8	1.0	30.2	2.9
	60代	16.3	15.5	56.4	7.4	5.8	1.0	29.7	2.1
	70代以上	11.1	11.5	51.7	6.3	10.4	2.1	29.9	8.0
性年代(男性)	10代	4.7	25.6	27.9	2.3	5.8	-	50.0	2.3
	20代	14.8	24.5	26.5	5.8	5.2	-	43.2	2.6
	30代	14.9	33.1	43.6	7.2	9.9	-	27.6	5.5
	40代	20.9	27.5	36.3	6.2	3.7	0.4	38.1	1.1
	50代	21.8	28.7	46.4	7.3	9.2	2.3	26.4	2.3
	60代	18.7	16.8	52.6	7.1	4.5	0.7	31.0	2.6
	70代以上	16.1	15.3	51.6	0.8	14.5	-	33.1	7.3
性年代(女性)	10代	2.0	24.2	30.3	2.0	7.1	3.0	47.5	-
	20代	12.2	25.3	30.3	8.1	5.9	1.8	46.6	-
	30代	12.4	27.7	44.3	5.4	8.3	1.3	38.5	-
	40代	15.3	29.8	54.0	7.7	11.5	0.6	31.0	0.6
	50代	13.1	18.1	50.9	5.0	8.8	-	33.4	3.4
	60代	14.6	14.6	59.6	7.2	6.9	1.1	28.9	1.7
	70代以上	7.4	8.6	51.2	10.5	7.4	3.7	27.8	8.6
居住地域	北部	14.2	17.6	49.3	8.8	12.8	0.7	34.5	3.4
	中部	12.5	24.4	47.3	6.2	7.4	0.8	34.6	1.9
	南部	17.1	22.8	43.4	6.2	7.2	1.3	34.4	2.6
	宮古	7.6	19.5	44.9	2.5	3.4	-	39.0	3.4
	八重山	17.0	26.4	48.1	9.4	9.4	1.9	30.2	1.9
出身地	沖縄県内	13.8	22.6	47.5	6.4	7.3	0.8	33.8	2.4
	沖縄県外	19.2	24.2	48.5	6.2	5.0	1.9	35.8	1.2
	日本国外	16.7	30.1	29.2	7.4	16.2	1.9	37.5	1.4

8 ヘイトスピーチを見聞きして感じたこと

Q12_1 Q12 で「1.~6.」を選択した方へ

ヘイトスピーチについて、見聞きしてどのように思いましたか。(○はいくつでも)

- ヘイトスピーチを見聞きして思ったことについて、「不愉快で許せないと思った」が 61.9%で最も多く、次いで「日本や沖縄に対する印象が悪くなると思った」が 44.5%となっている。「不愉快で許せないと思った」について、年代でみると、50 代 70.1%、60 代 74.9%、70 代以上 70.4%と 50 代以上の割合が高くなっている。
- 全国調査と比較すると、「不愉快で許せないと思った」が 8.3 ポイント高くなっている。



«傾向と分析»

- 全国調査と比較すると、「自分には関係ないと思った」が 4.9 ポイント、「ヘイトスピーチをされる側に問題があると思った」が 3.2 ポイント低くなっている。「自分には関係ないと思った」が 50 代では 1.3%、70 代以上では 1.1%、「ヘイトスピーチをされる側に問題があると思った」が 70 代以上では 1.7%となっている。
- 「その他」として「なぜヘイトスピーチをするに至ったのか、理由や背景を知りたい」「異文化や習慣に対する理解がない、視野が狭い人だと感じた」等があった。

II. 調査結果

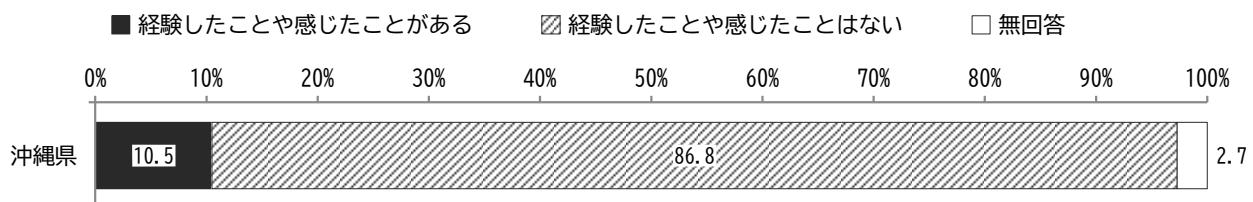
		不愉快で許せないと 思った	日本や沖縄 に対する印象が悪く なると思った	自分には関 係ないと 思った	ヘイトスピーチをさ れる側に問題があると 思った	「表現の自 由」の範囲 内のものだ と思った	その他	何も思わ なかつた	無回答
沖縄県		61.9	44.5	3.4	5.9	9.4	5.8	2.8	1.3
全国 (R4)		53.6	-	8.3	9.1	9.8	5.8	3.2	2.3
性別	男性	60.8	49.3	3.5	7.3	10.7	4.1	2.6	0.2
	女性	62.7	41.6	3.3	5.1	8.4	6.6	2.8	2.2
年代	10代	56.7	48.5	4.1	8.2	12.4	3.1	6.2	-
	20代	50.5	39.6	7.4	4.0	9.4	5.9	3.0	1.0
	30代	46.8	45.2	3.8	7.0	14.0	10.8	5.7	1.3
	40代	55.9	40.1	3.9	6.2	11.8	10.1	4.2	0.2
	50代	70.1	46.4	1.3	6.3	7.6	3.8	2.3	0.8
	60代	74.9	45.5	3.3	6.9	6.6	1.4	-	1.2
	70代以上	70.4	49.7	1.1	1.7	5.0	3.4	-	5.6
性年代 (男性)	10代	46.3	48.8	4.9	14.6	9.8	4.9	4.9	-
	20代	44.0	57.1	8.3	9.5	13.1	2.4	-	-
	30代	45.5	50.4	3.3	9.1	22.3	3.3	3.3	-
	40代	50.6	41.0	2.4	5.4	11.4	11.4	6.6	-
	50代	72.0	47.3	1.6	5.9	9.1	3.2	2.7	-
	60代	75.8	51.1	4.5	9.0	5.6	-	-	-
	70代以上	71.6	58.1	2.7	1.4	4.1	2.7	-	2.7
性年代 (女性)	10代	65.4	51.9	3.8	3.8	11.5	1.9	3.8	-
	20代	55.1	27.1	6.8	-	6.8	8.5	5.1	1.7
	30代	47.7	42.0	4.1	5.7	8.8	15.5	7.3	2.1
	40代	60.8	40.9	5.2	6.9	12.5	6.9	2.6	0.4
	50代	67.3	46.0	1.0	6.9	6.4	4.5	2.0	1.5
	60代	74.0	41.7	2.5	5.4	7.4	2.5	-	2.1
	70代以上	68.9	44.7	-	1.9	5.8	3.9	-	7.8
居住地域	北部	65.2	52.2	4.3	3.3	6.5	4.3	2.2	1.1
	中部	62.0	41.8	3.2	7.8	10.7	5.4	3.2	1.2
	南部	62.0	45.5	3.2	4.6	8.7	6.6	2.7	1.4
	宮古	60.3	41.2	5.9	4.4	7.4	2.9	2.9	1.5
	八重山	52.8	44.4	2.8	9.7	12.5	6.9	-	2.8
出身地	沖縄県内	62.6	44.8	3.3	5.8	9.6	5.7	2.8	1.3
	沖縄県外	61.0	44.5	4.3	7.9	5.5	6.7	3.7	-
	日本国外	58.3	47.0	3.0	3.0	11.4	6.8	3.0	-

II. 調査結果

5 本邦外出身者などに対する「不当な差別的言動」の経験有無

Q21 本邦外出身者などに対する「不当な差別的言動」について、あなたが経験したことや、感じていることはありますか。(○は1つ)

- 本邦外出身者などに対する「不当な差別的言動」について、「経験したことや感じたことはない」が86.8%、「経験したことや感じたことがある」が10.5%となっている。



«傾向と分析»

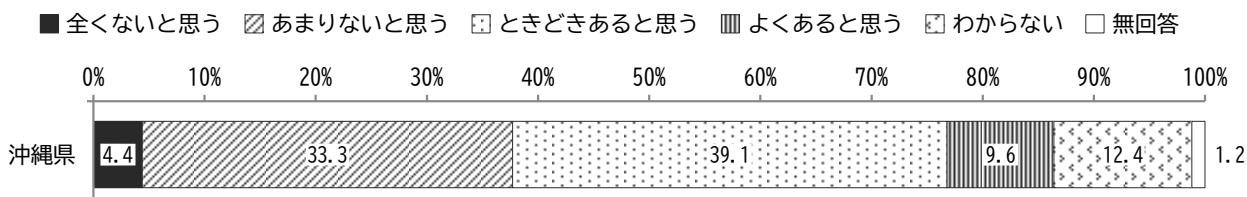
- 出身地別に見ると、「経験したことや感じたことがある」について、沖縄県内 8.7%、沖縄県外 20.4%、日本国外 25.9%であり、当事者の経験の割合が非常に高く、本邦外出身者の4人に1人が差別を経験している。
- 居住地域別では、北部が14.9%で最多、宮古が3.4%と最少となっている。

		経験したことや感じたことがある	経験したことや感じたことはない	無回答
沖縄県		10.5	86.8	2.7
性別	男性	9.9	87.2	2.9
	女性	11.1	86.5	2.4
年代	10代	9.5	90.0	0.5
	20代	10.0	87.9	2.1
	30代	10.8	88.8	0.4
	40代	15.8	82.5	1.8
	50代	10.4	88.5	1.2
	60代	7.4	87.6	5.0
	70代以上	7.3	85.1	7.6
性年代 (男性)	10代	7.0	91.9	1.2
	20代	9.0	88.4	2.6
	30代	9.4	89.5	1.1
	40代	14.3	83.5	2.2
	50代	10.3	88.9	0.8
	60代	7.5	88.4	4.1
	70代以上	8.9	80.6	10.5
性年代 (女性)	10代	12.1	87.9	-
	20代	10.9	87.3	1.8
	30代	11.8	88.2	-
	40代	17.1	82.0	0.9
	50代	10.6	88.4	0.9
	60代	7.4	86.8	5.7
	70代以上	6.2	88.3	5.6
居住地域	北部	14.9	81.8	3.4
	中部	11.3	86.6	2.2
	南部	9.5	87.6	2.9
	宮古	3.4	92.4	4.2
	八重山	10.4	86.8	2.8
出身地	沖縄県内	8.7	88.6	2.7
	沖縄県外	20.4	79.6	-
	日本国外	25.9	72.2	1.9

8 県民における外国人への偏見や差別の有無

Q24 あなたは沖縄県において、県民による外国人への偏見や差別があると思いますか。(○は1つ)

- 県民による外国人への偏見や差別の有無について、「ときどきあると思う」が 39.1%で最も多く、次いで「あまりないと思う」が 33.3%、「わからない」が 12.4%となっている。



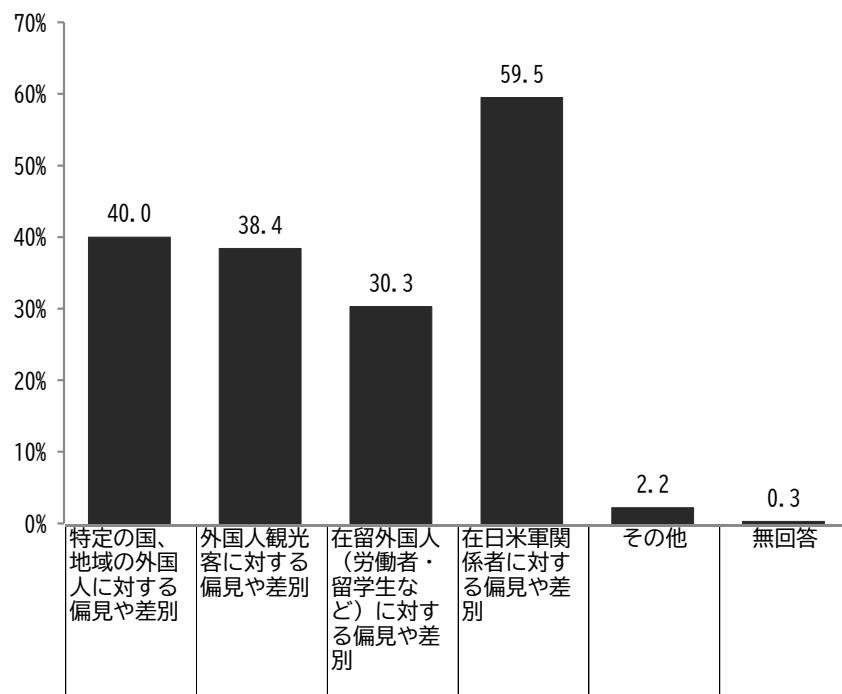
		全くないと 思う	あまりない と思う	ときどきあ ると思う	よくあると 思う	わからな い	無回答
沖縄県		4.4	33.3	39.1	9.6	12.4	1.2
性別	男性	5.5	34.3	36.1	10.2	12.7	1.1
	女性	3.5	32.9	41.0	9.1	12.1	1.3
年代	10代	2.1	35.3	32.6	12.6	14.7	2.6
	20代	3.9	28.7	40.3	12.6	13.9	0.5
	30代	4.4	21.6	49.3	13.6	10.6	0.4
	40代	4.3	25.5	45.5	12.3	12.1	0.3
	50代	4.8	34.6	38.5	8.0	12.9	1.2
	60代	3.9	47.2	30.0	4.5	12.4	1.9
	70代以上	7.3	43.4	30.6	5.2	10.8	2.8
性年代 (男性)	10代	4.7	26.7	32.6	14.0	18.6	3.5
	20代	3.2	28.4	43.2	12.9	11.0	1.3
	30代	6.6	25.4	42.0	19.3	5.5	1.1
	40代	5.9	28.6	41.4	10.3	13.9	-
	50代	6.1	37.2	32.2	7.3	15.7	1.5
	60代	4.5	43.3	31.0	6.7	13.8	0.7
	70代以上	7.3	47.6	28.2	4.8	10.5	1.6
性年代 (女性)	10代	-	41.4	32.3	12.1	12.1	2.0
	20代	4.5	29.4	38.9	12.7	14.5	-
	30代	3.2	19.7	53.5	9.9	13.7	-
	40代	2.4	23.6	48.4	13.9	11.2	0.6
	50代	3.8	33.4	42.2	8.8	10.9	0.9
	60代	3.4	49.9	29.5	2.9	11.5	2.9
	70代以上	7.4	40.7	32.7	5.6	9.9	3.7
居住地域	北部	4.1	33.8	41.2	8.1	11.5	1.4
	中部	3.6	32.5	42.3	10.5	9.9	1.2
	南部	4.9	34.3	36.0	9.2	14.4	1.2
	宮古	5.1	38.1	32.2	4.2	19.5	0.8
	八重山	8.5	24.5	40.6	13.2	12.3	0.9
出身地	沖縄県内	3.7	34.5	38.6	10.0	11.9	1.3
	沖縄県外	3.8	25.4	41.2	10.8	18.8	-
	日本国外	11.1	30.6	42.6	6.5	8.3	0.9

II. 調査結果

9 県民による外国人への偏見や差別の状況

Q24_1 Q24で「3.ときどきあると思う」「4.よくあると思う」を選択した方へ
あなたは、県民による外国人への偏見や差別をどんな場面で感じますか。
(○はいくつでも)

- 県民による外国人への偏見や差別を感じる場面について、「在日米軍関係者に対する偏見や差別」が59.5%、「特定の国、地域の外国人に対する偏見や差別」が40.0%となっている。



«傾向と分析»

- 「在日米軍関係者に対する偏見や差別」について、性別年代別では、男性が全体 59.9%、10 代 50.0%、20 代 60.9%、30 代 59.5%、40 代 58.9%、50 代 68.9%、60 代 55.4%、70 代以上 63.4%となっている。女性は全体 59.7%、10 代 79.5%、20 代 62.3%、30 代 67.3%、40 代 63.5%、50 代 55.2%、60 代 43.4%、70 代以上 43.5%となっている。10 代女性のポイントが最も高く、60 代、70 代以上の女性のポイントが最も低い。
- 基地については、沖縄県の米軍基地問題についての理解度について、「とてもよく理解しており説明ができる」、「なんとなくは理解はしており簡単な説明はできる」の割合が全国では 30.4%であるのに対し、沖縄県では 62.1%に及んでいる²³。基地に対する理解度の高さも関係していると思われる。
- 「その他」として、「バイレイシャル(2 つの人種的ルーツを持つ人のこと)に対する偏見や差別」の回答があった。

²³ 令和 5 年度 沖縄の米軍基地問題に対する認知度のアンケート調査 【報告書】(令和 6 年 3 月沖縄県知事公室 基地対策課) 27 頁 https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/017/344/240331_hyosi-35.pdf (最終閲覧 2025 年 3 月 6 日)

		特定の国、地域の外国人に対する偏見や差別	外国人観光客に対する偏見や差別	在留外国人（労働者・留学生など）に対する偏見や差別	在日米軍関係者に対する偏見や差別	その他	無回答
沖縄県		40.0	38.4	30.3	59.5	2.2	0.3
性別	男性	35.3	37.1	29.4	59.9	2.4	0.6
	女性	43.0	39.1	30.6	59.7	2.0	0.1
年代	10代	34.9	30.2	19.8	66.3	-	-
	20代	35.8	37.3	29.9	61.7	2.0	1.0
	30代	35.0	44.3	32.2	63.7	3.5	0.6
	40代	38.1	43.4	33.4	61.0	2.5	0.3
	50代	38.7	33.9	32.5	60.2	1.5	-
	60代	52.8	39.3	27.6	49.1	2.3	-
	70代以上	52.4	22.3	24.3	51.5	1.9	-
性年代（男性）	10代	32.5	32.5	20.0	50.0	-	-
	20代	32.2	34.5	26.4	60.9	-	2.3
	30代	23.4	41.4	35.1	59.5	6.3	1.8
	40代	32.6	48.2	36.2	58.9	3.5	-
	50代	36.9	37.9	36.9	68.9	1.9	-
	60代	48.5	29.7	19.8	55.4	1.0	-
	70代以上	51.2	9.8	12.2	63.4	-	-
性年代（女性）	10代	38.6	29.5	20.5	79.5	-	-
	20代	38.6	39.5	32.5	62.3	3.5	-
	30代	40.2	44.7	30.2	67.3	1.0	-
	40代	41.7	40.3	30.3	63.5	1.9	0.5
	50代	39.3	30.7	30.1	55.2	1.2	-
	60代	56.6	47.8	34.5	43.4	3.5	-
	70代以上	53.2	30.6	32.3	43.5	3.2	-
居住地域	北部	43.8	35.6	19.2	63.0	4.1	-
	中部	42.4	40.6	30.4	61.1	2.0	0.3
	南部	37.6	36.9	31.8	57.6	1.9	0.3
	宮古	32.6	34.9	30.2	46.5	4.7	2.3
	八重山	33.3	38.6	40.4	61.4	1.8	-
出身地	沖縄県内	39.2	37.2	27.6	62.2	2.0	0.2
	沖縄県外	34.1	50.4	31.1	59.3	4.4	-
	日本国外	54.7	43.4	65.1	38.7	3.8	1.9

IV. 関係団体等ヒアリング結果

特定の差別に関するヒアリング調査

1 調査目的

県内で本邦外出身者等、性的指向や性自認を理由に不当な差別をうけた方に与える主観的影響等を明らかにし、今後の効果的な施策の検討を行う。

2 実施主体

沖縄県(こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課)

3 受託者

株式会社サーベイリサーチセンター

4 実施時期

令和6(2024)年12月から令和7(2025)年2月まで

5 聴取対象団体(順不同)

・沖縄ネパール友好協会	・ミャンマー平和創造ネットワーク沖縄エイン	・韓琉オフィス
・多文化ネットワーク fu ふ！沖縄	・沖縄カウンターズ	・コザインターナショナルプラザ(KIP)
・特定非営利活動法人アメラジアンスクール・イン・オキナワ		・一般社団法人ピックドット沖縄
・特定非営利活動法人レインボーハート okinawa		・ていーだあみ
・琉球大学ヒューマンライツセンター		

6 実施方法

- (1) 県内の関係団体の紹介や県行政の施策で関わられている支援団体等へヒアリングを依頼。
- (2) 調査に関する受託者が支援団体と面接し、聴取を行う。
- (3) 聴取は、聴取先の希望や時間の都合に応じて、個別又は数名にて行う。聴取に先立ち、県女性力・ダイバーシティ推進課の所掌事務、調査の目的、聴取した内容を他の目的で利用することはないこと、聴取した内容は個人が特定できない範囲で公表を予定していることを説明し、聴取対象者の了解を得る。

(4) 主な聴取事項

- 不当な差別を見聞きした等、経験(その具体的な内容)
- その後の社会生活や不当な差別を受けた方の考え方に対する影響
- その他、行政への要望等

を中心とし、聴取に対する回答や状況に応じて、質問の表現や内容、順序等を適宜変更。

また、関連する事項についても質問を行う。

7 調査結果

1 本邦外出身者等に対する不当な差別に関するヒアリング

仕事や職場に関すること

- 建設業に従事する技能実習生が、担当者から暴力を受けたり、物を投げられたり、暴言を吐かれたことがあり、当実習生は管理団体に相談したが、「派遣先の企業の指示に従うように」と指示され、具体的な状況改善に向けたアクションがなされなかった。実習生は仕事を辞めることも考えたが、最終的に担当者の謝罪を受け入れ、勤務を続けている。
- 飲食店でアルバイトしていた方が、アルバイトを辞める意思を伝えた際、「給料を払わない」と言われ、この事態を連合沖縄へ相談したが、問題解決に至らず、最終的には泣き寝入りする結果となった。
- 正社員として勤務しているスーパーのレジ接客の際に、名札をみて外国人だと知った客から「正社員に代わって欲しい」と言われ、アルバイトの日本人に対応を代わってもらった。
- 外国人留学生からバイト先の賃金未払いについて相談を受けた。このため、留学生は、労働組合（ユニオン）に個人で加盟し、バイト先から未払いの賃金を受け取ることができた。

学校・教育機関に関すること

- 私立の学校へ入学する際、日本人の保証人が必要と言われた。
- 外国籍の小学生が学校で担任の先生に「外人」と言われていた。最終的には担任から謝罪を受けることができた。
- 在留資格の延長可否の決定権は日本語学校が持っているので、学校に対する不満等を言えないという留学生がいる。
- 日本語学校で教師や学校関係者から「○○しないと、帰国させる」と生徒が脅かされる。(同様の事例多數)
- 外国籍の子どもが、公立小学校への就学することを拒否された。
- 県内の中学校で生徒が肌の色により学校関係者に差別される事案がある。

住居に関すること

- 保証人がいても「外国人である」ことを理由に、入居拒否をされる。(同様の事例多數)
- アパート探しの際、「そもそも外国人枠がない」と言われ、外国人であることを理由にメールやオンライン問い合わせ、電話口等で断られた。(同様の事例多數)
- 日本語学校が用意している寮の住環境がひどい。(狭い、においがきつい、ゴキブリやトコジラミが多い等)

生活に関するこ

- 新規で銀行口座を作る際に、規約を日本語で読み上げられないと口座開設できないと言われた。
- 飲食店に「Japanese only(日本人のみ)」と書かれていた。
- 外国人であるということで、病院の受診を拒否された事例がある。
- レイシャル・プロファイリング(人種や、肌の色、国籍、民族的出自などに基づき捜査対象を選別する手法)と思われる職務質問をされたという報告が多数あった。

IV. 関係団体等ヒアリング結果

- 市役所前や県庁前などのヘイトスピーチが行われている。令和7(2025)年2月にも県庁前でヘイトスピーチ街宣があった。また、その動画がネット上の動画サイトで公開されている。
- 沖縄在住の外国人に対し「〇〇人は国に帰れ」などのネット上のヘイトスピーチが多く散見される。X、Facebook、Yahoo!コメントなど。

行政への要望

- 日本語が母国語でない方が日常的な日本語を学べる場所・機会を作つてほしい。(同様の意見多数)
- 行政窓口や手続書類は外国語に対応してほしい(せめて英語だけでも)。
- 行政で提供する資料や情報等について、言語がわからなくても視覚的・感覚的に理解できる工夫をしてほしい。
- 条例を周知し、「沖縄県はこういった差別行為を許さない」という意思表示をしっかり行ってほしい。
- 条例に罰則規定を設けてほしい。
- 本邦外出身者等だけでなく、沖縄ヘイトなどネット上の差別が増えているので、モニタリングを行い対策をとつて欲しい。
- 支援団体などへのこのようなヒアリングを定期的にして欲しい。
- 沖縄県人権相談窓口の周知が足りていない。また、県内で報告されている差別の事例について周知して欲しい。
- 差別のあった事案があれば、速やかにその実態を関係機関・団体へ周知して欲しい。
- 県内での差別に関する報道等も含めて実態把握をしていただきたい。

2 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関するヒアリング

仕事や職場に關すること

- 職場でアウティングされた。アウティングがきっかけで職場に居づらくなり、退職したというケースが複数ある。
- 自身がカミングアウトしていない状況において、職場で同僚がLGBTQの人たちに対して差別的な会話がされることがあり、とても居づらい気持ちになる。
- LGBTQの方を支援している団体の活動に対し、「あなたたちの活動を辞めて欲しい」というメールが届いた。
- 就活時の服装について、リクルートスーツ、鞄といったアイテムは男女の特徴が表れやすい。女性がパンツを履くことすらためらわれる指導をしているケースも見受けられる。服装に悩んでしまって就活できないケースがある。

学校・教育機関に關すること

- 自分の性的指向・性自認について親に理解してもらえず辛い、卒業したら自分の生まれ育った地域には絶対に帰つて來たくない、と泣きながら相談をしてくる学生もいる。
- 自分の性的指向に悩んだり、周囲の理解を得られないことで自傷行為をする子どもたちもいる。そのためナイトを持ち歩いているというケースもあった。
- 学校でお手洗いに行きたくないので、水を飲まないようにしているという生徒がいた。

- 学校で、生徒向けの性の多様性の講演会を実施する際、一部の保護者からの理解が得られず、「こういった内容の講演をしないで欲しい」という声や当日、子どもを休ませるということがある。
- 友人に学校でアウティングされた。その結果、周囲から無視されるようになってしまった。
- 進級や進学に際して、学校での申し送り事項的な情報共有の中に、個人への確認を行わずに共有されたセクシャリティに関する事項も含まれているケースがある。これはアウティング行為にあたる。
- 自分の性自認に対して違和感を覚える制服を着用することが苦痛であり、別の制服を着たいと先生に申し出をしたところ、制服の着用を認める一方で、周りの生徒が戸惑うことを理由に、「なぜ別の制服を着たいのか、全生徒の前で説明するように」と求めた。求めに応じ、説明を行った生徒は、結果不登校となった。

住居に関すること

- 賃貸物件(住居および店舗)の契約時に、あとは印を押すだけで契約成立というタイミングで、自分たちが同性同士のパートナーであることを伝えたら、「同性同士のカップルの入居はお断りしている」と入居拒否された。(同様の事例多数)

生活に関すること

- 繙続的な治療・通院が必要な病気にかかったため、緊急連絡先や身元引受人の役割を同性のパートナーにしたいと伝えたところ、病院からそれはできないと断られた。そのためその病院にはかからず、別の病院を探した。
- 「誰でもトイレ」を利用しているにもかかわらず、商業施設で警備員に通報されるということが使うたびにあった。トイレを自由に使えないという不安から外出を控えるようになった。
- 生物学的には男性で生活実態は女性の方が女性トイレを利用したところ、それを見た男性に捕まえられて飛び蹴りされた。

行政への要望

- 県が、ロールモデルになって欲しい。異性夫婦同様の制度・待遇をパートナーシップ制度にも適用する、性自認に配慮したトイレ・更衣室の設置等、他の行政機関や企業等が参考にできるようなケースを広げて欲しい。
- この条例を知らない教育関係者等が多いので、周知・普及してほしい。
- 条例で SOGIESC(性的指向、性自認、性表現、性的特徴)に関する差別に対する罰則規定を設けてほしい。それが難しければ苦情申立制度や行政指導の検討をしてほしい。
- 県の業務の調達・入札時の応募要件・誓約事項に「本条例に違反しない」等を入れ込む、または本条例に沿った社会貢献の取組に配点するなどしてほしい。
- 県の採用試験の際もスーツ着用不要等の発信をしてほしい。その場合、「服装自由」と採用側が言っても学生としてはどの程度の服装にしたらよいのか判断しにくいので、どういった意図で「服装自由」としているのかしっかり説明をし、ネクタイ不要、パンツ可等の例も挙げてほしい。

II. 調査結果

Q21_1 Q21で「1. ある」を選択した方へ
具体的にどのようなことを経験したり感じたりしましたか。

(1) 経験したこと (回答 126 件)

- お店で「〇〇人お断り」等の掲示がされていたり、入店を断られた。
- 「国へ帰れ」と沖縄の人に言われた、または言っているのを見たことがある。
- 外国人に対する差別的な言葉を公然と話している人に会った。
- 外国人と言う見た目で差別を受けていたのを見たことがある。
- 外国籍の友人に対する発言。「あの人といて大丈夫なの？」とか。
- 子どもがインターナショナルスクールに通っていましたが、外国の父母の会話で、日本人の生徒をジヤップと呼んでいたのを耳にしたことがある。
- 言葉が話せないからか、雑な扱いを受けているように見えた。
- その人個人の性格などの問題かもしれないのに、影で「全く、〇〇人は皆国へ帰ればいいのに！」とその国出身の人全てに対しての文句を同僚に言っていたこと。
- コンビニのレジをしていた外国人労働者にヘイトスピーチしていたおじさんを見かけた。

(2) 感じたこと (回答 136 件)

- 不愉快だった。悲しいと感じた。
- 米軍に対して反対することは理解できても、軍人個人を攻撃することは違和感を覚える。
- 差別的言動を発する人々は、視野が狭かったり、相互理解の不足があるように感じる。
- 審査する側、される側という有位な立場で公平性に欠けることはあってはならないと思う。人によって態度、対応が変わることが差別だと思う。
- 家庭でそのような話をしているのだろう。大人の態度が子に影響している。
- 排他的思考の人は、どの国にもいつの時代にもいるのだと感じ、悲しい。
- 上から目線で見下す様な発言や態度はあってはなりません。
- 差別的言動を発する人々は、経験が浅く、視野が狭いように思う。差別的な言動を見たり、聞いたりすると不快に感じる。
- 県民もそうだが、海外からの観光客でも差別的発言を日本人に対してすることに驚きを隠せない。
- 自分が差別されたり蔑称で呼ばれたら嫌だろうに。地球上で暮らす同じ人間と考えてほしい。
- 外国籍でなくても日本生まれの在日外国人の2世、3世でも差別されることがあるのは、不当だと思う。
- 旅行で楽しみに来る人や、勉強など学びに来てる人らに対してわざわざ差別や追い出すようなことをする意味がわからないし、逆の立場もしっかり考えて欲しい。
- 不愉快ではあるが、その元となっている問題について興味も感じた。